

# ○瑞浪市議会政務活動費の交付に関する条例

(平成13年3月29日)  
(条例第1号)

改正 平成14年6月24日条例第19号 平成20年10月3日条例第30号  
平成24年12月21日条例第59号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、瑞浪市議会議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し、政務活動費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

**第2条** 政務活動費は、瑞浪市議会における会派（所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

**第3条** 政務活動費は、毎年4月1日における当該会派の所属議員1人につき月額8,000円に12を乗じて得た額を4月末日までに交付する。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中において議員の任期が満了する場合は、当該年度の4月から任期が満了する日の属する月までの月数分の政務活動費を当該年度の4月末日までに交付する。

3 年度の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月（当該結成された日が月の初日に当たる場合は、当月）から当該年度の3月までの月数分の政務活動費を、当該結成された日から起算して30日以内に交付する。

4 4月1日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当該会派には政務活動費は交付しない。

5 議員の任期が満了したとき又は議会の解散があった場合は、会派は解散したものとみなし、第3項、第7条第3項及び第8条第2項の規定を適用する。

(所属議員数の異動に伴う調整)

**第4条** 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に異動が生じた場合、異動が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日に当たる場合は、当月）から当該年度の3月までの月数分の政務活動費について、次に定めるところにより調整する。

(1) 既に交付した政務活動費の額が、異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を下回る場合は、当該下回る額を異動が生じた日から起算して30日以内に交付

するものとする。

- (2) 既に交付した政務活動費の額が、異動後の議員数に基づいて算定した政務活動費の額を上回る場合は、当該上回る額を速やかに返還するものとする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

**第5条** 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(経理責任者)

**第6条** 会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

**第7条** 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、領収書又はこれに準ずる書類を添付して政務活動費に係る収入及び支出の報告書（様式）（以下「収支報告書」という。）を作成し、議長に提出しなければならない。

- 2 前項の収支報告書は、当該年度の交付に係る政務活動費について、翌年度の4月末日までに提出しなければならない。

- 3 政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合は、前項の規定にかかわらず、当該会派の代表者であった者は、解散の日から起算して30日以内に第1項に規定する収支報告書を提出しなければならない。

(政務活動費の返還)

**第8条** 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派がその年度において第5条第2項に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

- 2 年度の途中において政務活動費の交付を受けた会派が解散した場合は、当該会派の代表者は、解散した日の属する月の翌月（当該解散した日が月の初日に当たる場合は、当月）から当該年度の3月までの月数分の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(収支報告書の保存及び公開)

**第9条** 議長は、第7条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 前項の収支報告書の公開は瑞浪市情報公開条例（平成12年条例第1号）の定めると

ころによる。

(委任)

**第10条** この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、議長及び市長が定める。

#### 附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

**附 則** (平成14年6月24日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

**附 則** (平成20年10月3日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、平成20年9月1日から適用する。

**附 則** (平成24年12月21日条例第59号)

(施行期日)

1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。  
(経過措置)

2 この条例による改正後の瑞浪市政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の日前に改正前の瑞浪市政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

別表（第5条2項関係）

| 項目       | 内容   |
|----------|--|
| 調査研究費    | 会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費           |
| 研修費      | 会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費       |
| 広報費      | 会派が行う活動、市政について住民に報告するために要する経費                  |
| 広聴費      | 会派が行う住民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費 |
| 要請・陳情活動費 | 会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費                          |
| 会議費      | 会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費   |
| 資料作成費    | 会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費                         |
| 資料購入費    | 会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費                     |
| 人件費      | 会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費                          |
| 事務所費     | 会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費                     |

様式（第7条関係）

年　月　日

瑞浪市議会議長

様

会派名

代表者

印

瑞浪市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により、 年度政務活動費  
収支報告書を提出します。

記

1 収入

(単位：円)

| 項目     | 金額 | 備考 |
|--------|----|----|
| 政務活動費  |    |    |
| その他の収入 |    |    |
| 合計     |    |    |

2 支出

(単位：円)

| 項目       | 金額 | 備考 |
|----------|----|----|
| 調査研究費    |    |    |
| 研修費      |    |    |
| 広報費      |    |    |
| 広聴費      |    |    |
| 要請・陳情活動費 |    |    |
| 会議費      |    |    |
| 資料作成費    |    |    |
| 資料購入費    |    |    |
| 人件費      |    |    |
| 事務所費     |    |    |
| 合計       |    |    |

3 残額

円

(注) 備考欄には、収入・支出の内訳を記載すること